

茨木市栄養改善型配食事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、茨木市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年4月1日実施 以下「総合事業実施要綱」という。）に定めるもののほか、総合事業実施要綱第3第1号ウに規定する栄養改善型配食事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定める。

（事業の実施）

第2 事業の実施主体は茨木市とする。ただし、市長は、栄養改善を目的とした配食を行い、併せて高齢者に対する見守りを行うことができる事業者（以下「事業者」という。）に委託する方法により実施することができるものとする。

（対象者）

第3 この事業の対象者は、総合事業実施要綱別表第1に定める者とする。

（事業の内容）

第4 この事業は、第3に規定する対象者のうち当該事業を利用するものに対し、次の各号に定める内容を実施するものとする。

（1）配食サービス

定期的な食事の配達及び安否確認等を行う。

（2）食環境・栄養状態の調査

心身の状況及び置かれている環境等の情報の定期的な収集・分析

2 配食サービス（以下「サービス」という。）の実施回数は、1週間につき3回までとし、かつ1日当たりの実施回数は、1回を限度とする。

3 食環境・栄養状態の調査における情報収集及び分析は、サービスを利用する者（以下、「利用者」という。）へ調査票を送付し行うものとする。

（利用の中止）

第5 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときはサービスの利用を中止させることができる。

（1）第3に定める要件を欠くに至ったとき。

（2）その他、サービスの利用が適切でないと判断されるとき。

（利用料）

第6 サービスの利用料は、別表に定めるとおりとする。

2 利用者は、サービスの利用料を事業者に支払うものとする。

3 別表に定める利用料のほか、サービス実施の際に実費が生じるときは、その費用は利用者の負担とする。

(費用の請求)

第7 事業者は、1月ごとに別表に定めたサービス単価から利用料を差し引いた額にサービスの実施回数を乗じた額を市長に請求するものとする。

2 事業者は前項の請求にあたっては、請求書にサービス提供の実績が分かる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(衛生管理等)

第8 事業者は、従事者の清潔の保持及び健康状態の管理のために必要な対策を講じなければならない。

(秘密保持)

第9 事業者は、従事者又は従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(関係機関との連携)

第10 事業者は、当該事業を実施するにあたっては、地域との結びつきを重視し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、他のサービス提供事業所との連携に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第11 事業者は、利用者に対するサービスの実施により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防ケアマネジメント等による支援を行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録しなければならない。

3 事業者は、利用者に対するサービスの実施により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 事業者は、前3項に定める措置を講じる旨及びその実施方法をあらかじめ定めておかなければならぬ。

(廃止等の届出及び便宜の提供)

第12 事業者は、当該事業を廃止又は休止、再開しようとするときは、その廃止又は休止、再開の日の1月前までに、茨木市栄養改善型配食事業(廃止・休止・再開)届出書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

2 事業者は、前項の定めによる届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内にサービスを利用していた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き同等のサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター、他のサービ

ス提供事業者及び関係者等への連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならぬ。

(状況報告等)

第13 市長は、前項の定めによる届出をしたときは、事業者に対し、当該事業者の運営について隨時報告させ、又は実地に調査し、必要な指示をすることができる。

(その他)

第14 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市栄養改善型配食事業実施要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る利用について適用し、同日前の申請に係る利用については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和8年1月1日から実施する。

別表（第6及び第7関係）

利用者の区分	サービス単価	利用料
い 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）であって、法第59条の2第2項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条第1項の政令で定める額を超える政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等（法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）	1回につき870円	1回につき510円

ろ	第1号被保険者であつて、法第59条の2第1項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等		
は	上記以外の居宅要支援被保険者等		1回につき410円

別記様式（第12関係）

茨木市栄養改善型配食事業（廃止・休止・再開）届出書

年　月　日

(届出先) 茨木市長

(届出者)

所在地

名称

代表者名

印

次のとおり事業を（廃止・休止・再開）をしますので届け出ます。

廃止・休止・再開する事業所	名称
	所在地
廃止・休止・再開の区分	廃止・休止・再開
廃止・休止・再開した年月日	年　月　日
廃止・休止・再開する理由	
現に支援を受けている者に対する措置 (廃止・休止した場合のみ)	
休止予定期間	年　月　日～　年　月　日